

回 覧 平成30年1月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 | |
|--------|---------|--|--------------------------|
| <募 集> | 1・2 | ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】 | |
| | 3 | ◆平成30年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します | |
| | 4 | ◆平成30年度 委託職員・臨時職員（パート職員）の登録者を募集します | |
| | | ◆「宮崎ねんりんピック2018」への参加者を募集します | |
| <催 し> | 5 | ◆「おもてなし語学セミナー」を開催します
◆「三股町文化の祭典」を開催します | |
| | | | |
| <お知らせ> | 6 | ◆「交通災害共済」の加入申し込みを受け付けます
◆「軽自動車税申告書」の様式が変わります | |
| | 7 | ◆マイホームを購入した人などへの住宅ローン控除相談会を開催します
◆医療費控除は領収書の提出が不要となりました | |
| | 8 | ◆平成30年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます
◆携帯電話の新しい電波利用に伴い、テレビ受信障害の説明と対策作業を行います | |
| | 9 | ◆水道管の凍結にご注意ください | |
| | <保健と福祉> | 9 | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します |
| | | (子ども) 10 | ◆放課後児童クラブを利用する場合は申請が必要です |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |



- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------|-----------|---|
| <保健と福祉> | 1 1 | ◆「里親制度」の説明会と相談会を実施します |
| | (一 般) 1 2 | ◆傾聴講座「ステップアップ講座」の受講者を募集します |
| <農林畜産業関連> | 1 2 | ◆2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています |
| | 1 3 | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です
◆屋外で鳥を飼育している人は、高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| | 1 4 | ◆農地利用最適化推進委員を追加募集します |
| | <相 談> 1 5 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します
◆労働相談会を実施します |
| <相 談> | 1 6 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 1 7 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施してします |
| | | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています |



◆ 町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申し込み方法や選考方法などは、申込書類配付時に都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格

①現在、住宅に^{こんきゅう}困窮していることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や、持ち家がある人は申し込みできません。

②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。
※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。

例外として、以下の3項目のどれかに当てはまる場合は、単身者として申し込みできます。
・60歳以上の人
・生活保護受給の人
・身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けた人
※単身者は、塚原団地（2K）、東原団地（車椅子専用）のみの申し込みになります。

③市町村税など、全ての税の滞納がないこと。

④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。（公営住宅入居資格収入基準）
※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
※基準額は月額です。

⑤暴力団の構成員でないこと。

⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付期間・場所

	申込書類の配付	申し込み受け付け
期 間	1月15日（月）～2月5日（月） （土曜・日曜を除く）	2月1日(木)～5日(月) （土曜・日曜を除く）
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場2階 都市整備課 建築係（2階 ⑧番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会 ※申込書類審査の合格者のみ抽選会に参加できます

抽選日時・・・2月16日（金）午後3時～
抽選会場・・・町役場4階 第1会議室
※エレベーターをご利用ください。

4. 対象住宅

次ページの別表に記載しています。
※家賃は申込者の収入などで異なります。



※お問い合わせは、
都市整備課 建築係（2階 ⑧番窓口）
☎：52－9066（直通）をお願いします。

◎ 対象住宅一覧表

団地名	構 造	戸数	階数 号数	建築 年度	間取り	家 賃 (円)	備 考
稗田	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	2階 31号	昭和 52	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,200 ～ 21,200	・三股西小校区 ・トイレ（水洗） ・下水道使用料あり ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
		1戸	3階 11号	昭和 51	3K 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 K〕	12,600 ～ 18,800	
南原	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	3階 24号	昭和 57	3LDK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 LDK〕	16,300 ～ 24,200	・勝岡小校区 ・トイレ（水洗） ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
唐橋 第2	鉄筋コンクリート造 4階建て	1戸	2階 28号	昭和 59	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	16,400 ～ 24,500	・三股西小校区 ・トイレ（水洗） ・下水道使用料あり ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
		1戸	4階 47号	昭和 60		16,700 ～ 24,900	
山王原	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	3階 27号	昭和 54	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,200 ～ 21,200	・三股小校区 ・トイレ（水洗） ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし

※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）の場合、家賃が異なる場合があります。

中原	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	1階 C棟 60号	平成 18	3LDK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室6畳 LDK〕	26,000 ～ 38,800	・エレベーターあり ・三股西小校区 ・トイレ（水洗） ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり ※中原団地は 4 人以上の世帯のみ申し込みできます。
		1戸	2階 C棟 67号				
塚原	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	2階 A棟 22号	平成 23	2K 〔和室6畳 洋室約6畳 K〕	15,700 ～ 23,400	・エレベーターあり ・三股小校区 ・トイレ（水洗） ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり
長田	（一戸建て） 木造平屋	1戸	8号	昭和 61	3DK 〔和室6畳 和室6畳 和室6畳 DK〕	12,000 ～ 17,800	・長田小校区 ・トイレ（簡易水洗） ※小学生（次年度小学生になる児童を含む）がいる世帯を優先します。
東原	鉄筋コンクリート造 3階建て	1戸	1階 A棟 5号	平成 30	2LDK 〔洋室約6畳 洋室約6畳 LDK〕	22,100 ～ 32,900	4月1日入居。 現に車椅子を使用し、1～4級の身体障がい者手帳、A～B2の療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳などを所持している人のいる世帯。 ・エレベーターあり ・三股小校区 ・トイレ（水洗） ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり

◆ 平成30年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します

～自分の特技や経験を生かしてみませんか？～

本町では、町民の多様な学習ニーズに応じて、学ぶこと・教えることの生きがいを実現する場として、生涯学習講座「わくわく教室」を開設します。教室の開設に伴って、さまざまな分野の講師を募集しますので、教室の開設を希望する人は、1月31日(水)の説明会にご出席ください。

■教室の実施期間

6月～平成31年2月

■教室の開設予定数

30教室 ※申し込みが30教室を超えた場合は、抽選とします。

■教室の開設基準

生徒数……10人以上の受講生が見込めること（受講生の募集は町教育委員会で行います）。

教室の時間…1回当たり原則2時間（講師謝金として1時間当たり2,500円を支払います）。

実施回数……最大10回まで

ただし、1回1時間の教室の場合は、20回まで開催可能。

教室の場所…中央公民館や地区分館、町立の体育施設、町立学校の体育館

■講座内容

次のいずれかの学習内容とします。

- (1) 一般教養に関する学習
- (2) 芸術、文化、スポーツに関する学習
- (3) 社会参加や自己啓発につながる学習
- (4) 地域づくりにつながる住民の学習
- (5) その他、町教育委員会が適当と認める学習

■応募資格

生涯学習活動に意欲のある人で、自主的に講座を開設し、講師を勤めることができる人なら誰でも応募できます。

ただし、政治・宗教・営業活動を伴ったり、高額な経費を必要としたりするなど、教育委員会がふさわしくない内容であると判断した場合にはお断りさせていただきます。

詳細は、教育課 生涯学習係にお問い合わせください。

■説明会（3回のいずれかに出席してください。）

・日時：1月31日（水）

① …午後1時30分～

② …午後3時30分～

③ …午後6時30分～

・会場：町中央公民館 第1研修室

※事前の申し込みは不要です。

※説明会への出席が申し込み条件となります。「申込用紙」は説明会で配布します。



※お問い合わせは、

町教育委員会教育課 生涯学習係（町中央公民館内）

☎：52-9311（直通）をお願いします。

◆ 平成30年度 委託職員・臨時職員（パート職員）の登録者を募集します

4月～平成31年3月まで雇用する委託職員などの登録者を募集します。
町役場に勤務する委託職員・パート職員は、事前に登録している人の中から
選考・採用しています。

登録する人は、市販の履歴書（A4版）に必要事項を記入し、総務課の職
員係に提出してください。毎年度、登録する必要がありますので、過去に履
歴書を提出している人も再度提出してください。

なお、提出した履歴書は原則として返却できません。

- 1. 提出期限 = 平成30年2月5日(月)
- 2. 提出場所 = 町役場総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）
- 3. 登録者募集内容

★一般事務補助

募集条件	18歳以上で、パソコン操作（エクセル・ワード） ができる人（ただし、学生は不可）	
① 委託職員	雇用期間など	1年間雇用契約 （社会保険・雇用保険あり）
	勤務時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
②臨時職員 （パート職員）	雇用期間など	おおむね6カ月以内 （社会保険なし）
	勤務時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（5時間）

★資格・免許所持者

保健師、看護師、社会福祉士、図書司書、管理栄養士、教員免許取
得者など

※お問い合わせは、
総務課 職員係（2階 ⑦番窓口）
☎：52－1113（直通）をお願いします。



◆「宮崎ねんりんピック2018」への参加者を募集します

- 開催日 = 5月20日（日）
※ミニテニス競技とゴルフ競技は5月21日（月）
- 会場 = KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園ほか
- 申込期間 = 2月1日（木）～2月28日（水）
＜郵送の場合は2月28日（水）消印有効＞
- 申込方法 = 申込用紙に住所、氏名、生年月日、電話などの必要事項を
記入して、町教育課 スポーツ振興係（中央公民館）または
県社会福祉協議会長寿社会推進センターへご提出ください。
※申込用紙・競技実施要綱は中央公民館にあります。
- 参加料 = 500円（参加決定後、郵便局で振り込んでください）
- 参加資格 = 60歳以上（昭和34年4月1日以前に生まれた人）

ねんりんピック実施種目（詳しくは競技実施要項をご覧ください）

☐ ラージボール卓球	☐ ソフトバレーボール	☐ ラグビーフットボール
☐ テニス	☐ ミニテニス	☐ パークゴルフ
☐ ソフトテニス	☐ 弓道	☐ 水泳
☐ ソフトボール	☐ 剣道	☐ 卓球バレー
☐ ゲートボール	☐ なぎなた	☐ ダンススポーツ
☐ ペタンク	☐ 太極拳	☐ 還暦軟式野球
☐ ターゲット・バードゴルフ	☐ 四半的弓道	☐ 囲碁
☐ グラウンド・ゴルフ	☐ ボウリング	☐ 将棋
☐ バウンドテニス	☐ ゴルフ	☐ 健康マージャン
☐ ミニバレーボール	☐ サッカー	

※「○」が付いている種目は、「全国健康福祉祭とやま大会」の予選会を兼ね
ています。

※お問い合わせは、
県社会福祉協議会・長寿社会推進センター
☎：0985－31－9630、
ファクス：0985－31－9665
をお願いします。



ザッキー

◆「おもてなし語学セミナー」を開催します

町では、町内の外国人観光客を受け入れることができる施設を増やすために、「おもてなし語学（中国語・英語）セミナー」を開催します。

町内の飲食店や観光体験の受け入れをする事業所などに勤めている人は、ぜひこの機会をご利用ください。

- 日 時 = 中国語 前期 2月1日（木）午後3時～4時30分
後期 2月8日（木）午後3時～4時30分
英 語 前期 2月15日（木）午後3時～4時30分
後期 2月22日（木）午後3時～4時30分

- 会 場 = 三股町まち・ひと・しごと 情報交流センター「あつまい」
（三股町五本松10番地6）

- 対象者 = 原則、町内の事業所に勤務する人

- 講 師 = 中国語…月野 ^{りんな} 琳娜さん（東植木在住）
英 語…ライト デレックさん（くぬぎ田在住）

- 参加料 = 無料

- 募集定員 = 先着15人

- 申込期限 = 1月30日（火）

- 内 容（初心者向け）

- ・日本人と異なる外国人の特徴
- ・外国人客をおもてなしするために必要な基本会話、道順案内など
- ・個別相談

※お申し込み・お問い合わせは、
企画商工課 企画商工係（3階 ⑪番窓口）
☎：52－9084（直通）をお願いします。
詳しくは、町の公式サイトをご覧ください。



◆「三股町文化の祭典」を開催します

毎年、町内外から多くの人に参加する「三股町文化の祭典」を、今年も次のとおり実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊披露などの文化芸能、生涯学習の発表、作品展示など、多彩な内容となっています。ご家族・ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

- 【日 時】 2月10日（土）午前9時30分～
11日（日）午前9時30分～

- 【場 所】 町立文化会館

- 【内 容】 10日（土）全体開会式（午前9時30分～）

第1部「童謡まつり」（午前9時40分～）

- ・童謡・唱歌愛好団体（15組）によるステージ
- ・ゲスト『かざぐるま』コンサート

第2部「文化芸能まつり」（午後1時30分～）

- ・歌詠み会
（三股短歌会会員・小中学生による短歌朗詠^{ろうしょう}）

- ・舞踊などの披露（団体の部、師匠の部）

11日（日）第3部「元気まつり」（午前9時30分～）

- ・生涯学習教室（33団体）の舞台発表
- ・生涯学習教室の作品展示

※作品展示は2日間とも開催しています。



※お問い合わせは、「三股町文化の祭典実行委員会」事務局（町立文化会館内）
☎：51－3462 をお願いします。

お知らせ

◆ 「交通災害共済」の加入申し込みを受け付けます

「交通災害共済」は、交通事故で死亡、障害、けがをした場合に、見舞金を支払う制度です。次のとおり加入申し込みを受け付けます。

申込期間	2月1日（木）～3月30日（金） （個人加入の人は、4月2日以降も随時受け付けます）
共済期間	4月1日～平成31年3月31日まで（1年間） ※4月2日以降に加入した人は、受付日の翌日からになります。
加入資格	町内在住で、本町に住民票のある人（外国人住民も含みます）※修学などのため一時的に町外に転出している人も加入できます。
申し込み方法	加入希望者は、申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて、 <u>支部長（班長）、町役場（案内窓口）</u> または <u>郵便局（ゆうちょ銀行）</u> でお申し込みください。 ☆ 申し込み用紙は「2月1日号回覧」と一緒に支部長へ配付します。また、町役場（案内窓口）にもあります。
共済掛金	1人につき500円



※お問い合わせは、町役場案内窓口

☎：52-1111（内線1802）をお願いします。

◆ 「軽自動車税申告書」の様式が変わります

4月から、「軽自動車税申告書」の様式が変わります。
変更に伴い、手続きに**証明書などが必要になります**ので、原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（トラクターなど）の申告を行う場合は、準備をお願いします。

手続きの種類	新規	廃車	名義変更	車台変更
届け出に必要なもの	○ 販売・譲渡証明書 ※1	○ナンバープレート	○ 販売・譲渡証明書 ※1	○ 販売・譲渡証明書 ※1
	○届出者の本人確認ができるもの（運転免許証など） ○印かん（スタンプ印不可）			
届出先	町役場 税務財政課 住民税係窓口			

※1）軽自動車などを販売店で購入した人は「販売証明書」、人から譲り受けた人は「譲渡証明書」が必要です。

証明書の様式は役場に置く予定です。また、町の公式サイトからもダウンロードできるようになります。※必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

必要事項：車名、車台番号、排気量、販売者・譲渡人と購入者・譲受人の住所または所在地、氏名または名称、電話番号、印かん



※お問い合わせは、

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9638（直通）をお願いします。

◆ マイホームを購入した人などへの住宅ローン控除相談会を開催します

昨年中に、住宅ローンを組んで自宅を新築などして入居した人を対象に、住宅ローン控除相談会（確定申告書作成会）を開催します。

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けるためには、確定申告をする必要があります。今回の相談会では、必要書類がそろっていれば、会場で確定申告書の作成や提出ができます。

■日 時 = ① 2月14日（水）受付：午後1時～3時

② 2月15日（木）受付：午前9時～11時

■会 場 = ウェルネス交流プラザ（都城市蔵原町11-25）

■対象者 = 給与所得者で、平成29年中に住宅をローンで購入または増改築し、入居している人

■申込方法 = 事前予約制

※電話または都城税務署窓口で予約をしてください。予約をするときに、氏名と来場予定時間（1時間単位）をお知らせください。

（都城税務署電話番号 ☎ 22-4379）

■相談内容 = 会場受付順に、集合指導で相談から確定申告書の作成や提出までを行います。

■必要書類 = ①借入金の年末残高証明書や登記事項証明書など、この控除を受けるために必要な書類

②給与所得の源泉徴収票など、確定申告書を作成するために必要な書類

③印かん（朱肉を使用するもの）

④金融機関の預貯金口座が分かるもの（本人名義のもの）

⑤マイナンバーおよび身分証明書の提示



※控除を受けるための要件や添付書類などの詳細は、国税庁の公式サイトでも確認できます。詳しくは、税務署までお問い合わせください。

※お問い合わせは、都城税務署 ☎：22-4379

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）☎：52-9638（直通）
をお願いします。

◆ 医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年度の税制改正により、医療費控除の適用要件が変更されます。

これまで、医療費控除を受ける場合は、電子申告で申告する場合を除いて、領収書の添付と明細書の記載が必要でしたが、平成29年分の確定申告からは、領収書の提出や提示が不要となり、明細書を記入して、提出することで受けることができるようになります。

さらに、健康保険組合などから送られてくる「医療費のお知らせ」を明細書に添付することでも受けることができるようになりましたので、医療費控除の手続きが簡略化されます。

ただし、領収書は法定申告期限（平成29年分の確定申告の場合は平成30年3月15日）から5年間は納税者自身で保存しておく必要があります。

※医療費控除とは

その年の1月1日～12月31日までの間に、本人または本人と生計を同じくする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「医療費控除」といいます。



※お問い合わせは、

都城税務署 ☎：22-4379

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9638（直通）をお願いします。

◆ 平成30年度「三股町就学援助希望者」の申請を受け付けます

町教育委員会では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。援助を希望される人は、児童生徒の在学する学校へ申請を行ってください。

1. 受給要件

生活保護受給者に準ずる程度に困窮^{こんきゅう}している人

2. 申請方法

- ・毎年手続きが必要です。
- ・各学校に用意してある申請書に必要事項を記入し、必要書類（世帯用の所得課税証明書や自動車検査証など ※詳細は申請書に記載しています）を添えて、通学する学校に提出してください。
- ・申請書は、通学する学校ごとに1枚必要です。

3. 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について

来年度、新小学1年生または新中学1年生の保護者に対して、入学前に「新入学児童生徒学用品費」の支給を実施します。

なお、入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件を全て満たす人です。

- (1) 就学援助要件に該当する人
- (2) 申請する日に町内に居住している人
- (3) 児童生徒が町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人

※平成30年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体に「新入学児童生徒学用品費」の支給を行ったことを通知します。

4. 認定審査の方法

提出書類と学校長などの意見を参考に、町教育委員会で審査・認定を行います。

5. 申込締切日

通学する各小・中学校にお問い合わせください。

※お問い合わせは、教育課 学校教育係（町中央公民館内）

☎：52-9314（直通）をお願いします。



◆ 携帯電話の新しい電波利用に伴い、テレビ受信障害の説明と対策作業を行います

2月15日に『一般社団法人700MHz利用推進協会』が、携帯電話基地局から新しい帯域(700MHz)の電波を試験的に発信します。

このとき、新しい帯域の電波がテレビアンテナで強く受信され、地上デジタルテレビ放送の「映像が乱れる」「映らなくなる」などの影響が発生する恐れがあります。

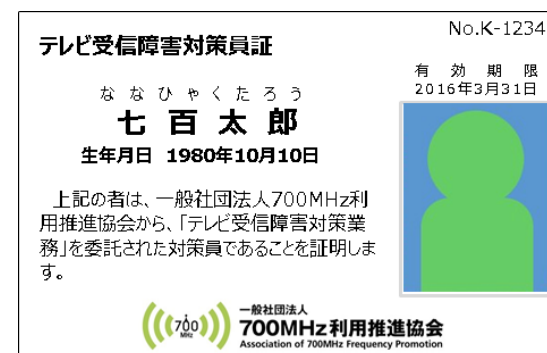
そこで、事前対策として、対象となる可能性がある視聴者宅に対して説明に伺って、ご了承をいただいた後、テレビブースターの交換やテレビアンテナに対策用フィルタの取り付け作業を行っています。

また、影響が生じる可能性がある地域にお住まいの人には、試験電波発信の2週間前までと1週間前までの2回、お知らせのチラシを投函します。

本件の作業に関する費用は、『一般社団法人700MHz利用推進協会』が負担するため、工事業者が費用を請求することは一切ありません。

訪問する工事業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携帯しています。不審に思った場合は提示を求め、コールセンターへお問い合わせください。

※『一般社団法人700MHz利用推進協会』とは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社およびソフトバンク株式会社の携帯電話事業者4社で、700MHz帯を利用した移動通信サービスを早期に提供できるよう、事業を一元的かつ円滑に推進するために平成24年12月に設立された団体です。



※訪問する工事業者は、このような「テレビ受信障害対策員証」を携帯していますのでご確認ください。

※お問い合わせは、700MHz（メガヘルツ）テレビ受信障害対策 コールセンター

☎：0120-700-012 をお願いします。

※IP電話などで電話番号につながらない場合は、☎：050-3786-0700 におかけください。

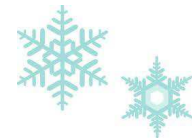
※コールセンターの受付時間：午前9時～午後10時（土日・祝日および年末年始を含む）

◆ 水道管の凍結にご注意ください

●こんなときは凍結に注意しましょう

- ・気温が氷点下 4℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。
- ・屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。

自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。



●凍結を防止する方法

- ・少しだけ水を出しておく
（水道代が気になる人もいると思いますが、少しずつであればそれほどかかりません。水道管が破損して修理する方が高額になります。）
- ・水道管に**保温材**（布や毛布でも代用可）を巻き、その上からビニールテープなどを巻いておくと、凍結防止に効果があります。
※布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

●凍結で水が出ないときの対処方法

- ・自然に溶けるまで待つ
- ・凍った箇所にはタオルなどを巻き付けて、**ぬるま湯**をゆっくりとかける
※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる

●水道管が破裂してしまった場合

- ・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉め、町指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

不明な点は上水道係までお問い合わせください。

※お問い合わせは、

環境水道課 上水道係（2階 ⑨番窓口）

☎：52－9081（直通）をお願いします。



◆ 児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集します。

希望する人は、履歴書を福祉課 児童福祉係まで提出してください。

■仕事内容

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠等状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を図る。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、すぐに救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理や事務処理など。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 （小学校行事などで早出勤あり）
	土曜日・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 （早出・遅出あり、休憩1時間）
休日	週休2日（日曜および交代で1日） 祝日・8月13日～15日・12月29日～1月3日	
期間	①契約日～3月31日 ②4月1日から平成31年3月31日	
募集人員	数人	
給与	お問い合わせください	

■勤務地

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件

- ①子どもの指導ができる人。
 - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。
- ※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者を優先します。



※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52－9060（直通）をお願いします。

◆ 放課後児童クラブを利用する場合は申請が必要です

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

利用するには、児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■開所日時・利用料金＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜日～金曜日	午後2時～6時	無料
土曜日、春・夏・冬休み	午前9時～午後6時	
	午前8時～午後6時	有料(月額 2,000円)

■休館日＝日曜日、祝日、お盆（8月13日～15日）
年末年始（12月29日～翌年1月3日）
※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など。

■対象児童＝

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童
（原則として低学年の児童が優先となります）
- ②保護者に健康上の理由がある場合や、健全育成上指導が必要な児童
※①、②のいずれかに該当し、加えて次の条件が必要です。
 - 開所日数の「2分の1」以上利用すること。
 - 保護者の責任で送迎を行うことができる人。

■登録期間＝4月2日（月）～平成31年3月30日（土）

■登録できる児童クラブ＝

原則、自宅近くの児童クラブへの登録になります。
※登録先の決定に関しては、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労などの状況（就労時間・日数など）を考慮して決定します。
また、必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。定員を超える場合は、他のクラブへの登録もしくは入所待機となりますのでご了承ください。



■登録方法＝

放課後児童クラブ（無料）に登録を希望する児童の保護者は、①放課後児童クラブ登録申請書一式と②就労・内職証明書を揃えてご提出ください。

申請書類	1月20日(土)から各児童クラブで配布します。 ※新馬場児童クラブでは配布しません。新馬場児童クラブ希望の場合は、三股小児童クラブもしくは、今市児童クラブで受け取ってください。
申請期間	2月1日(木)～2月23日(金)
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。

■登録許可＝

申請期間内の申請者には、3月中旬以降に、各児童クラブから「三股町放課後児童クラブ登録許可書」を渡します。

■有料児童クラブも利用できます＝

※「児童クラブ登録者」で希望者のみが対象です。

申請方法	利用月の前月までに申請書を登録児童クラブに提出してください。 月ごとの申請が必要です。
利用料金	月額1人2,000円(割引き・払い戻しはありません)
支払方法	納付書でお支払いください。

■利用できる児童クラブ＝

名称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小学校敷地内別棟	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52-3948
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
三股西小第一児童クラブ	中原団地広場内施設	51-2780
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田小学校内	070-2341-7922
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）または、各児童クラブにお願いします。

◆「里親制度」の説明会と相談会を実施します

さまざまな事情により、家庭で暮らすことのできない子どもたちを、自分の家庭に受け入れて、家庭の雰囲気の中で愛情とまごころを込めて育てようとするのが『里親制度』です。

この『里親制度』についての理解を深めるために、説明会と相談会を実施します。関心のある人のご参加をお待ちしております。

■開催場所・日時

	市町村名	日時	場所
1	綾町	2月9日 午前10時～正午	綾町公民館 (2階 大会議室)
2	三股町	2月23日 午前10時～正午	三股町役場 (4階 会議室)
3	日之影町	3月2日 午前10時～正午	福祉館 (町民センター横)

※居住地区を問わず、都合のよい会場で参加できます。

■内 容

- ①里親制度の概要説明
- ②里親体験談（三股町・綾町）
（日之影町は、里親家庭ドキュメンタリーのDVD視聴）
- ③質疑応答・個別相談会

■対象者

誰でも参加できます

■参加費

無料



＜里親の認定登録・ふれあい家庭を希望する人＞

里親の認定登録・ふれあい家庭を希望される人は、研修を受講することが条件となっています。また、研修を受講する前に、里親普及促進センターで実施している里親説明会への参加、または個別に里親制度全般に関する説明（1時間程度）を受ける必要があります。説明会の参加が難しい人は、里親普及促進センター宮崎にお問い合わせください。

～子どもたちの健全な成長のため、明るい未来のために
私たちにもできることがあるかもしれません～

～里親 とは～

さまざまな事情で、自分の家族と暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かな愛情と正しい理解でその成長をサポートするのが『里親』です。

～ふれあい家庭 とは～

児童擁護施設などに入所していて、盆や正月などに家庭に帰省できない児童を、一般家庭や里親に短期間預かってもらい、家庭での生活を体験することで児童の健全育成を図り、里親やボランティア家庭の開拓を促進するものです。

※お申し込み・お問い合わせは、

里親普及促進センターみやざき

☎/ファクス：0985-20-1220（専用）

mail：satooya@kodomo-bunka.org

住 所：宮崎市江平西1丁目5番11号江平ビル105号
（特定非営利活動法人宮崎子ども文化センター内）

※電話でもお申し込みできます。

※ファクス、メールでお申し込みは、

「名前」「電話番号」「参加人数」「参加市町村名」を記入してお送りください。

◆ 傾聴講座「ステップアップ講座」の受講者を募集します

傾聴を体験しながら学び、対話技術の向上と自己理解を深める「ステップアップ講座」を開催します。基礎講座の受講経験がある人を対象とした講座ですが、未経験者でも気軽に参加できる内容です。

「相談を受けることが多い」「コミュニケーションに自信がない」という人もぜひご参加ください。

「傾聴」とは、相手の話を否定することなく、きちんと受け止める「話の聴き方の技術」です。

傾聴を実践することで、仕事、家庭や友人などからの相談のときに役立つほか、コミュニケーションを豊かにし、人間関係で信頼を築いていくことができます。

- 日 程 = 2月9日（金）
- 時 間 = 午後1時30分～4時30分
- 場 所 = 総合福祉センター「元気の杜」小会議室
- 講 師 = ヘルプラインいのち 代表：寺原國子^{てらはらくにこ}さん
- 内 容 = 講義、グループワーク、ロールプレイ（傾聴の実践）など
- 受講料 = 無料
- 参加資格 = 町民であれば誰でも受講可能
- 申込方法 = 福祉課社会福祉係または町福祉・消費生活相談センターに電話でお申し込みください。



※お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）☎：52-9061（直通）

または、町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

をお願いします。

農林畜産業関連

◆ 2月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆2月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	2月7日（第1水曜日）・2月21日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん （認め印可）をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行 してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

- ◎事業の対象者は、次の①・②の要件を全て満たしている必要があります。
- ①農業を営み、町内に居住していること。
 - ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

現在、国内外で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

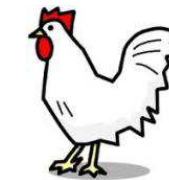
④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師や都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人は、 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、中国、台湾、北朝鮮など近隣諸国では、散発的に発生しています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

依然として、ウイルスが侵入する恐れがありますので、渡り鳥の本格的な飛来シーズンに病気の発生を防止するために、次のことに気を付けて鳥を飼いましょう。

◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう。

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう。

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう。



※消毒薬は、畜産振興係で無料配布しています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
※鳥を捨てる（放置する）と、法律で罰せられる場合があります。
- 鳥が続けて死亡した、首が曲がってきたなどの異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）☎：52-9088（直通）

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

◆ 農地利用最適化推進委員を追加募集します

1 人の欠員に伴い、農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

【農地利用最適化推進委員の募集】

農地利用最適化推進委員

■主な職務内容（基本的に農業委員と同様の職務内容です。）

- 1. 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや、農地所有者への働きかけ。
- 2. 担い手の農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。
- 3. 推進委員として農業委員の会議への意見提出など。

■募集人数

ブロック名	区 域	募集委員数
第 1 ブロック	山王原・仲町・東原・稗田・東植木・西植木・ 上新・下新・今市・花見原・中原	1 人

■対象者

農地などの利用の最適化の推進に熱意と知識がある人で、担当する地区内で、農地などの利用の最適化の推進のための活動、その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

■任期

3 月 1 日～平成 3 2 年 7 月 1 9 日

■応募資格

- 次のいずれかに該当する人は応募できません。
- 1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - 2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 3. 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 1 6 条に規定する欠格条項に該当しない人

■報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額

■選任の方法

応募者を選考委員会で選考して、農業委員会が委嘱します。

■募集の受付期間

1 月 1 0 日（水）～2 月 9 日（金）期間厳守

午前 9 時～午後 4 時（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町公式サイトで公表します。

■提出方法

- 農業振興課 農業委員会（役場 3 階）に応募者本人がお持ちください。
- ・記載内容は、本人確認を行います。
 - ・提出された関係書類は返却できません。

■応募用紙

農業振興課 農業委員会（役場 3 階）で受付期間に配布します。

■その他

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。



※お問い合わせは、
農業振興課 農業委員会（3 階 ⑫番窓口）
☎：5 2－9 0 8 7（直通）をお願いします。

相 談

◆ 町福祉・消費生活相談センター 「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは次の日程で弁護士による消費生活無料法律相談を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 2月8日(木) (都城市) 2月23日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～午後4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 個人の秘密は固く守られます。
申込方法	事前の予約が必要です。 ※申し込み多数の場合は受け付けできないことがありますので、早めにお申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
をお願いします。

◆ 労働相談会を実施します



労働に関する相談について、
平日の夜間・土日も受け付けています。

宮崎県労働委員会では、従業員と経営者との間で起こる職場のトラブル(パワハラ、賃金未払、解雇など)の相談を、秘密厳守・無料で随時受け付けています。

次の期間は、平日の夜間および土曜・日曜も相談を受け付けます。

【受付期間】

2月5日(月)～11日(日)

平日 … 午前8時30分～午後7時

土曜・日曜 … 午前9時～午後5時

※土曜・日曜に面談を希望する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

【対象者】

県内の事業所に勤務する従業員と経営者

【場 所】

宮崎県労働委員会事務局

宮崎市橘通東1丁目9-10(県庁3号館6階)

【相談方法】

電話、面談、ファクス、

インターネット(「宮崎県労働相談メール送信フォーム」で検索)

※お問い合わせは、

宮崎県労働委員会事務局

相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」

☎：0985-26-7538

ファクス：0985-20-2715

宮崎県労働委員会

検索

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	2月5日（月）、2月19日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	おおむら た み よ し く す め ぎ かずあき 大村 田三吉、久寿米木 和明

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52－1112（直通）をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約、相談費用などは不要です。

■特設人権相談

期 日	2月7日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき けんいちろう いまむら り え 黒木 兼一郎、今村 理絵 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52－1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22－0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	2月20日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、電話か窓口で直接お申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を随時受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日 = 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■時 間 = 午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター
☎：52-0999 をお願いします。